

(案)

第2次

高畠町中小企業・小規模企業振興計画

不確実な時代を乗り越えるチャレンジングな企業群づくり

令和8年3月

高 畠 町

はじめに

高畠町は、奥羽の山なみにいだかれた天恵の自然風土と縄文のいにしえからの歴史と文化遺産をもつ「まほろばの里」であります。

産業においては、恵まれた地域資源と長年培われてきた、社会の変化を先取りし自ら挑戦する進取の気性を生かし、明治期の製糸工場の開設、大正期の日本初となる粉ミルク製造会社の設立、昭和期の大手電子部品製造会社地方工場の誘致、平成期の町内産ぶどうを主原料とするワイナリーの設立など歴史に残る産業振興を進めてまいりました。

なかでも、良質な農産物を活用した食品加工産業は、現在の高畠町を代表する産業に成長し、たかはたブランドなどブランド力のある商品を数多く生み出しております。

中小企業・小規模企業は、こうした地域経済を支えてきたばかりでなく、地域社会においても「まちづくり」の担い手として重要な役割を果たしております。

当町は、令和3年6月に高畠町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定いたしました。条例制定を契機に、「高畠町中小企業・小規模企業振興計画」を策定し、町内の全事業者数の99%以上を占める中小企業・小規模企業の重要性を町民の皆様と共有するとともに、持続的な発展に向け取り組んできたところです。

中小企業・小規模企業は、少子高齢化や人口減少による生産年齢人口の減少、物価・エネルギー価格の高騰、経済のグローバル化、A I や I o T をはじめD X（デジタル・トランスフォーメーション）の加速や多様な働き方の推進など、大きく変化する社会経済の中で様々な課題に直面しておりますが、こうした困難な状況の時にこそ、関係者一丸となり取り組んでいく必要があります。町民、事業者、経済支援団体、金融機関、教育機関などそれぞれの役割分担を明確にし、共創・協働の精神で取り組んでまいります。

結びになりますが、本計画の策定に際し、活発な意見交換をしていただきました高畠町中小企業・小規模企業振興計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

高畠町長 高梨 忠博

目 次	ページ
第1章 計画策定にあたって	4
第2章 現状と課題	
1 中小企業・小規模企業を取り巻く現状	5
〈中小企業振興のための政策に関するアンケート結果より（令和7年8月実施）〉	
2 統計から見た当町の産業	14
3 中小企業・小規模企業の課題	16
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	18
2 基本方針	19
第4章 中小企業・小規模企業振興に向けた取り組み	
1 基本方針1 SDGsに対応した事業発展（経営基盤強化・成長促進） への支援	22
2 基本方針2 人材の確保・育成	26
3 基本方針3 起業・創業の推進、円滑な事業承継	29
4 業種や分野別などの優先的な取り組み	30
5 評価指標と基本施策との関連表	33
第5章 計画の推進	
1 推進体制	34
2 進捗管理	34
3 関係者の役割	34
資料	
1 高畠町中小企業・小規模企業振興基本条例	36
2 高畠町中小企業・小規模企業振興審議会設置規程	40
3 策定の経過（高畠町中小企業・小規模企業振興計画策定委員会名簿）	42
4 関係計画	43

第1章 計画改訂にあたって

1 改訂の趣旨

持続可能なまちづくりを進めていくためには、中小企業・小規模企業の役割と重要性について、町民、事業者、中小企業支援団体、教育機関、金融機関等及び町が共通認識を持ち、その果たすべき役割を明らかにしながら、共創・協働の精神で取り組んでいかなければなりません。

中小企業・小規模企業は社会の主役であり、地域社会や住民生活に貢献しているという認識のもと、これらの振興が町民の生活を豊かにするものであることを地域で共有するため、令和3年6月に「高畠町中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定しました。

この条例に基づき、中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ計画的に推進することを目的に令和4年1月に策定した「高畠町中小企業・小規模企業振興計画」は、この度、5年にわたる計画期間を満了し、ここに次期計画である「第2次高畠町中小企業・小規模企業振興計画」を策定しました。

今後、この「第2次高畠町中小企業・小規模企業振興計画」に基づき、基本方針である「SDGsに対応した事業発展（経営基盤強化・成長促進）への支援」、「人材の確保・育成」、「起業・創業の推進、円滑な事業承継」に向けた施策を開拓してまいります。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第6次高畠町総合計画後期基本計画」及び「第3期たかはた未来創生総合戦略」を上位計画とし、「高畠町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき策定し、総合計画等と整合性を図りながら取り組んでいくことにより、町内中小企業・小規模企業の振興を推進するための基本的な計画を示したものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

中小企業基本法に定める中小企業者・小規模企業者

（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項より）

【中小企業者の定義】

業種	資本金または従業員数	
製造業、 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

【小規模企業者の定義】

業種	従業員数
製造業、 その他の業種	20人以下
商業・サービス業	5人以下

第2章 現状と課題

1 中小企業・小規模企業を取り巻く現状

～中小企業振興のための政策に関するアンケート結果より（令和7年8月実施）～

第2次高畠町中小企業・小規模企業振興計画を策定するにあたり、町内事業者が抱える経営課題をはじめ必要な経営支援策や産業の強み・弱み等を調査したものです。

当町の中小企業・小規模企業においても、全国的な中小企業が抱える「原材料・仕入価格高騰」や「人手不足」などの課題と同様な傾向にあることが浮き彫りになりました。

一方、当町産業の強みとして、「農業、食品工業」に関連するものが最も多く、ブランド化に成功している点が特徴的となりました。

【現在重要な経営課題】

「原材料・仕入価格高騰」、「人手不足」、「市場の変化・縮小」、「コストの増加」の順

【必要だと考えている経営支援策】

「人材確保支援」、「設備投資・更新支援」、「資金繰り支援」、「人材育成支援」、「販路拡大支援」の順

【町産業の強み】

「農業・食品工業」、「観光資源」、「企業・商工業」の順

【町産業の弱み・克服すべき課題】

「少子高齢化、後継者不足」、「企業誘致、若者の働く場所の確保」、「観光資源の整備」、「アピール不足」の順

調査概要及び回収結果

1. 調査の目的 「高畠町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づく第2次振興計画を策定するにあたって、町内事業所の業況等の現状を把握することにより、今後の経営課題や必要とされている支援などを的確に把握し、振興計画の内容をより充実したものとするため、本調査を実施したものである。

2. 調査設計 (1) 調査対象：町内事業所（個人事業主も含む）547事業所

(2) 調査方法：調査票の配布・回収（FAX、郵送、メール等）

(3) 調査期間：令和7年8月4日～令和7年8月29日

3. 回収結果 188事業所 回収率34.36%（前回回収率 26.67%）

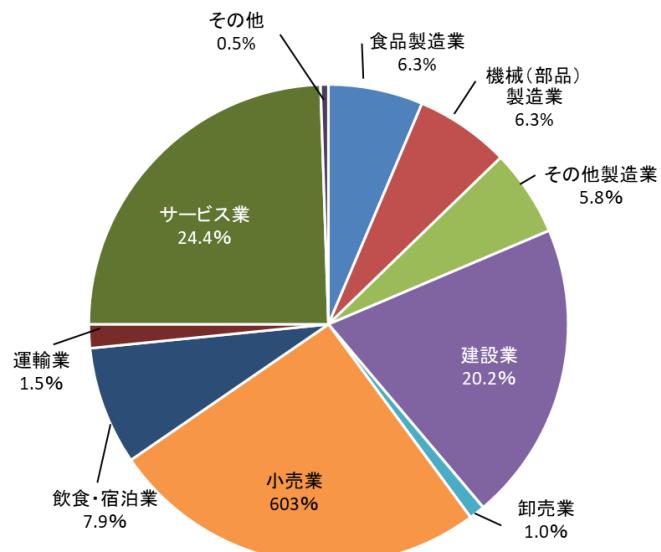
＜アンケートの設問について＞

○設問の内容は、令和3年調査（当初計画時）と同じ内容としている。

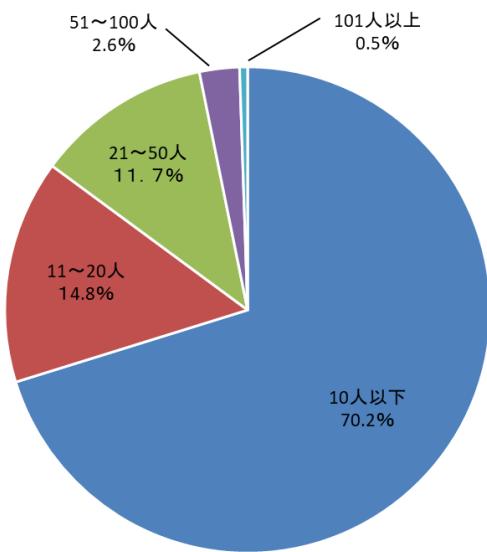
- ・問1 現在重要だと考えている経営課題について
(15の選択肢から上位4位までを選択するもの)
- ・問2 今後5年間で重要になるとを考えている経営課題について
(問1と同じ選択肢から上位4位までを選択するもの)
- ・問3 必要だと考えている経営支援策について
(16の選択肢から上位3位までを選択するもの)
- ・問4 「高畠町の産業の強み伸ばすべきだと考えているもの」、「高畠町の産業の弱点や克服すべき課題だと考えているもの」について (それぞれ自由記入)
- ・問5 貴事業所の強みやアピールしたいと考えているものについて (自由記入)
- ・問6 当町の中小企業振興政策についての意見 (自由記入)

<回答事業所内訳>

【業種別】



【従業員数別】



問1 現在重要だと考えている経営課題について（1位から4位まで）

- 1～4位の合計では「原材料・仕入価格高騰」が最も多くなった。前回調査で1位だった「人手の確保」が2位となっており、「市場の変化・縮小」、「コストの増加」とともに、この4項目が高い数値を示している。
- 1位で最も多かった課題は、「人手の確保」だった。2位に挙げられた課題では、「市場の変化・縮小」、「原材料・仕入価格高騰」が同数で高かった。
- 総体として、上記に掲げた課題のほか、「建物設備の老朽化」、「事業承継」、「賃金引上げ」、「資金調達」などが比較的高く、現状での課題が山積している状況が伺える。

	1位	2位	3位	4位	1～4位合計
1 人手の確保	50	30	11	12	103
2 市場の変化・縮小	36	18	19	13	86
3 建物設備の老朽化	8	16	21	13	58
4 事業承継	18	12	11	18	59
5 競争の激化	4	9	3	11	27
6 賃金調達	9	16	9	10	44
7 デジタル化	7	10	10	9	36
8 キャッシュレス化	1	2	5	2	10
9 コストの増加	9	25	25	23	82
10 販売価格の下落	1	4	4	0	9
11 原材料・仕入価格高騰	36	30	30	21	117
12 原材料等仕入先の検討	2	0	4	8	14
13 事業継続計画	1	1	5	5	12
14 賃金引上げ	5	14	24	19	62
15 その他	3	1	1	4	9

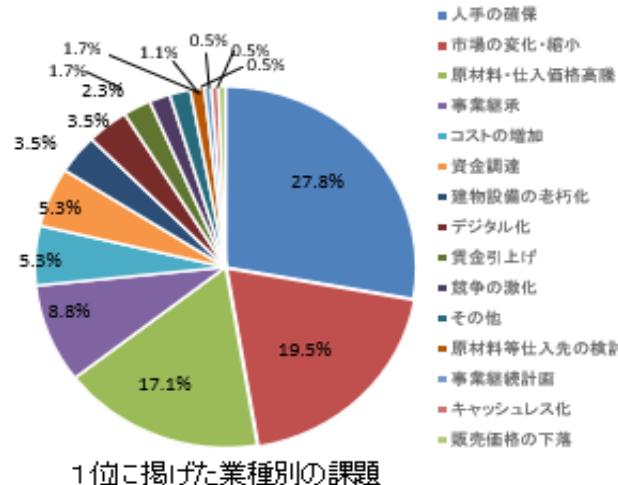
■ 総数 1位

■ 総数 2位

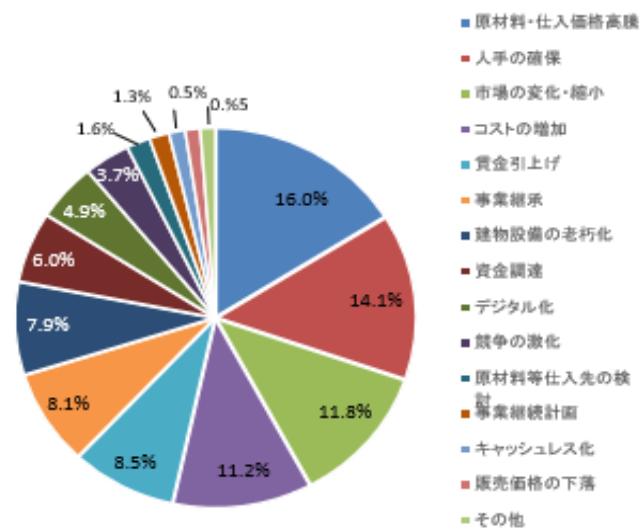
■ 総数 3位

問1 現在重要だと考えている経営課題について（1位から4位まで）

【1位に挙げられた課題の割合】



【1～4位に挙げられた課題の割合】



1位に挙げた業種別の課題

業種	1位選択数が最も多い課題	1位の占める割合%
食品製造業	人手の確保	33.3%
機械(部品)製造業	人手の確保	41.6%
その他の製造業	人手の確保	27.2%
建設業	人手の確保	35.8%
卸売業	市場の変化・縮小	100%
小売業	市場の変化・縮小	26.5%
飲食・宿泊業	原材料・仕入価格高騰	33.3%
運輸業	資金調達	100%
サービス業	人手の確保	100%
その他	資金引上げ	100%

問2 今後5年で重要になると想定している経営課題について

(1位から4位まで)

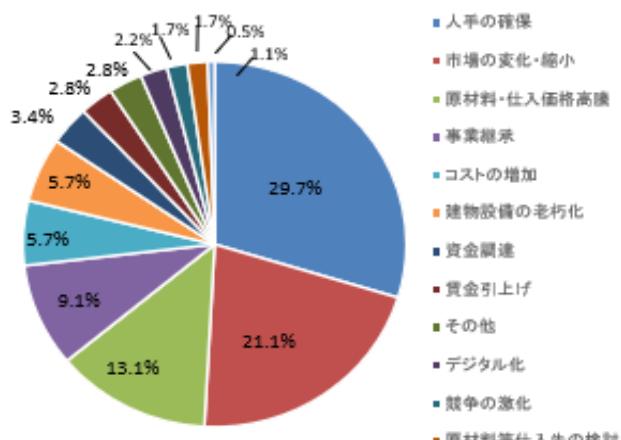
- 1～4位の合計は「人手の確保」が最も多く、2位以下の課題は、「市場の変化・縮小」、「原材料・仕入価格の高騰」、「建物設備の老朽化」、「事業継承」となっている。
- 問1での1位は「原材料・仕入価格高騰」であったが、両方の問い合わせを比較すると合計値の上位3つは同じ課題を挙げられている。
- 問1に対する問2の各課題の増減率は、「販売価格の下落」が22.2%、「原材料等仕入先の検討」が14.2%増加した一方で、「原材料・仕入価格高騰」が▲18.8%、「デジタル化」が▲13.8%となるなど、5項目が期待感含みの減少値を示している。

		1位	2位	3位	4位	1~4位合計
1	人手の確保	59	31	16	2	108
2	市場の変化・縮小	40	27	13	16	96
3	建物設備の老朽化	11	19	25	8	63
4	事業継承	17	15	9	20	61
5	競争の激化	4	13	1	13	31
6	資金調達	6	15	11	10	42
7	デジタル化	5	5	8	13	31
8	キャッシュレス化	0	1	4	5	10
9	コストの増加	10	19	22	17	68
10	販売価格の下落	0	5	4	2	11
11	原材料・仕入価格高騰	23	16	32	24	95
12	原材料等仕入先の検討	3	2	3	8	16
13	事業継続計画	1	2	5	5	13
14	賃金引上げ	5	13	21	20	59
15	その他	5	1	0	2	8

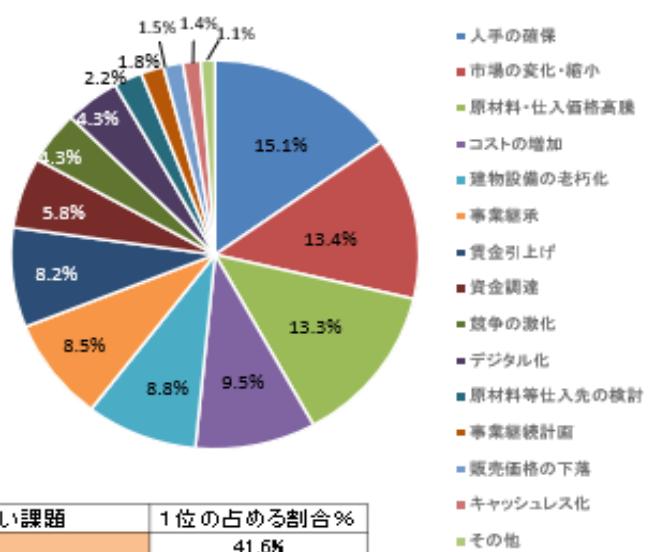
■総数1位 ■総数2位 ■総数3位

問2 今後5年で重要なと考えている経営課題について (1位から4位まで)

【1位に挙げられた課題の割合】



【1～4位に挙げられた課題の割合】



1位に挙げた業種別の課題

業種	1位選択数が最も多い課題	1位の占める割合%
食品製造業	人手の確保	41.6%
機械(部品)製造業	人手の確保	45.4%
その他の製造業	人手の確保	45.4%
建設業	人手の確保	41%
卸売業	市場の変化・縮小	100%
小売業	市場の変化・縮小	38.7%
飲食・宿泊業	市場の変化・縮小	53.3%
運輸業	人手の確保	100%
サービス業	人手の確保	25.9%
その他	賃金引上げ	100%

問3 必要だと考えている経営支援策について（1位から3位まで）

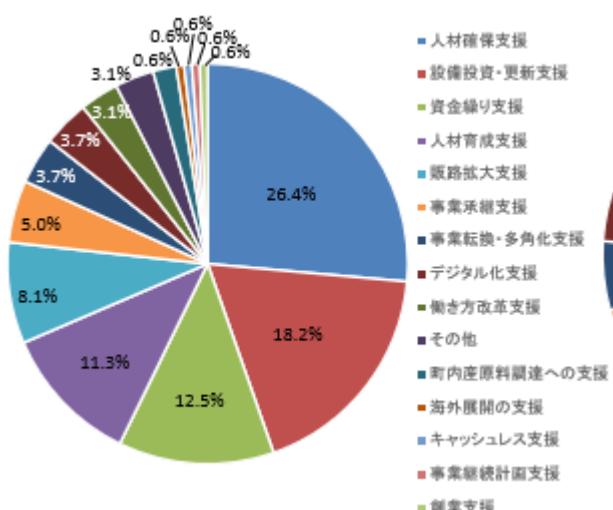
- 前回の調査では、1～3位の合計で「設備投資・更新支援」が最も多かったが、今回調査では、「人材確保支援」が最も多かった。（1位と2位の課題が逆転している。）
- 前回3位の課題である人材育成支援は4位に後退し、代わって「資金繰り支援」が3位に入れ替わっている。「人材育成支援」が後退した理由の一つとして、令和4年度から町が実施している「人財育成塾」の効果と見てよい。一方で、「資金繰り支援」の上昇結果は、今般の景気動向を反映し、経営状況の悪化を懸念していることが伺える。
- 2位に掲げた課題のうち「海外展開の支援」が3位となっている。問1、問2で「市場の変化・縮小」が上位を占めていることから、国内市場への期待感が薄らいでいる。

		1位	2位	3位	1～3位合計
1	人材育成支援	18	17	9	44
2	人材確保支援	48	28	18	94
3	設備投資・更新支援	34	36	21	91
4	商品開発支援	0	6	5	11
5	販路拡大支援	14	17	10	41
6	資金繰り支援	22	21	18	61
7	事業転換・多角化支援	7	11	8	26
8	創業支援	1	3	2	6
9	働き方改革支援	7	6	15	28
10	事業承継支援	9	8	18	35
11	デジタル化支援	7	7	12	26
12	キャッシュレス支援	1	3	5	9
13	町内産原料調達への支援	3	3	2	8
14	海外展開の支援	1	21	3	25
15	事業継続計画支援	1	2	4	7
16	その他	5	1	0	6

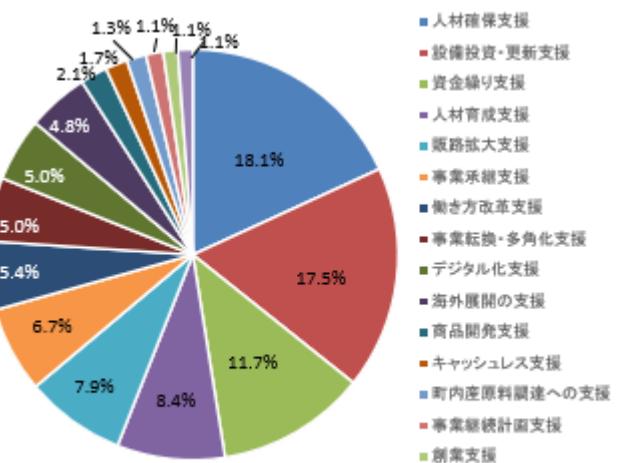
■総数1位 ■総数2位 ■総数3位

問3 必要だと考えている経営支援策について（1位から3位まで）

【1位に挙げられた課題の割合】



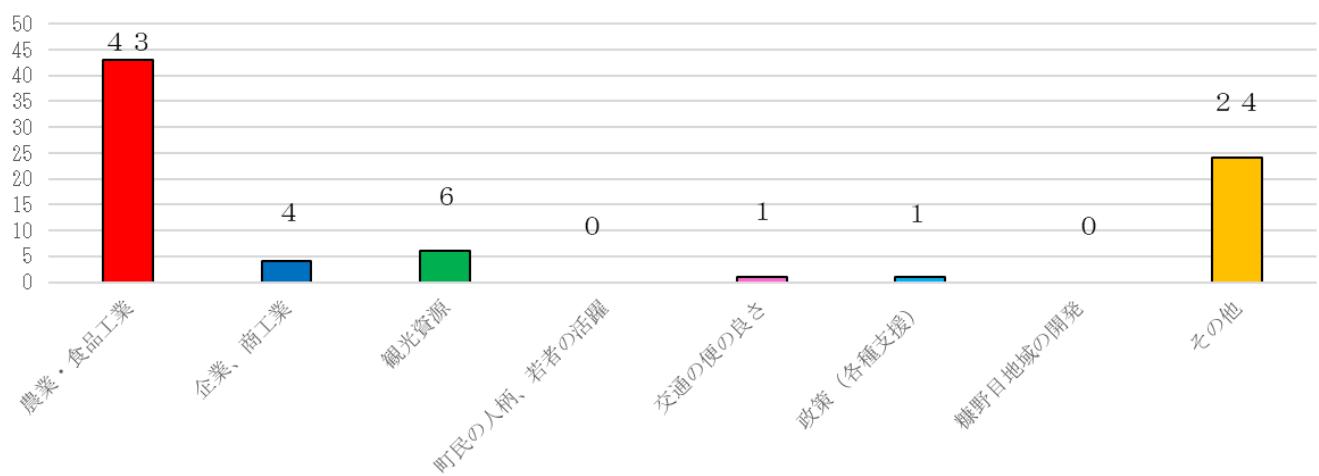
【1～3位に挙げられた課題の割合】



業種	1位選択数が最も多い課題	1位の占める割合%
食品製造業	町内産原材料調達への支援	25%
機械(部品)製造業		45.4%
その他の製造業	設備投資・更新支援	45.4%
建設業	人材確保支援	37.8%
卸売業	人材確保支援 設備投資・更新支援	100%
小売業	人材確保支援	26.6%
飲食・宿泊業	設備投資・更新支援	30.7%
運輸業	人材確保支援 設備投資・更新支援	66.6%
サービス業	人材確保支援	25.5%
その他	人材確保支援	100%

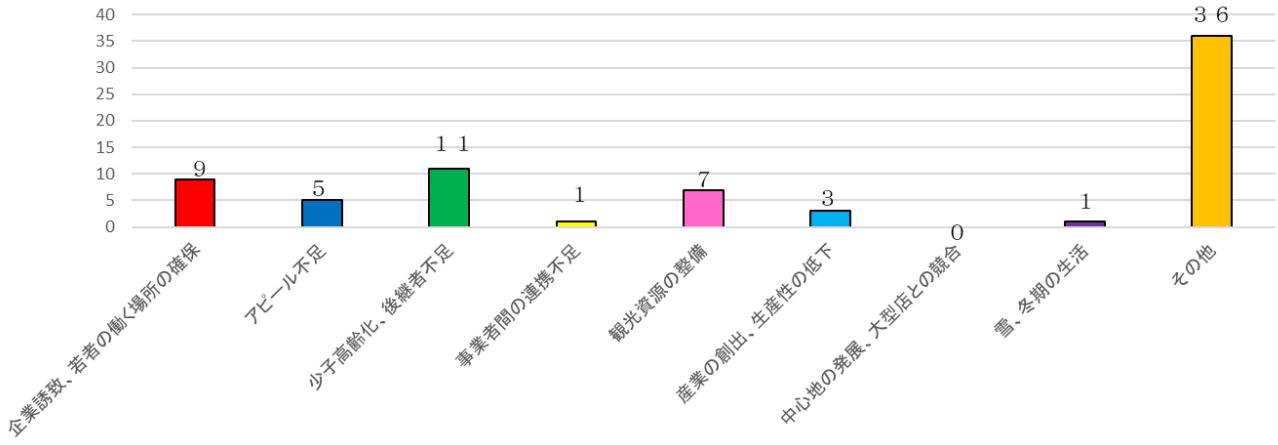
問4－1 高畠町の産業の強みだと考えているものについて（自由記入）

- 回答数79は、総回答先の42.0%、調査対象事業所の14.4%を占めている。
- 回答内容を分類したところ、「農業、食品工業」に関連するものが最も多く、全回答の過半数以上を占めた。特に米や果物（ぶどう、ラ・フランス）の生産のほか、食品加工などのブランド化に成功している点を挙げるものが多かった。
- 「その他」は、「農業・食品加工」を含め、企業・商工業や観光資源・名所も含め産業全般についての回答が目立った。また、恵まれた交通網や災害の少なさなどを評価する記載も多かった。



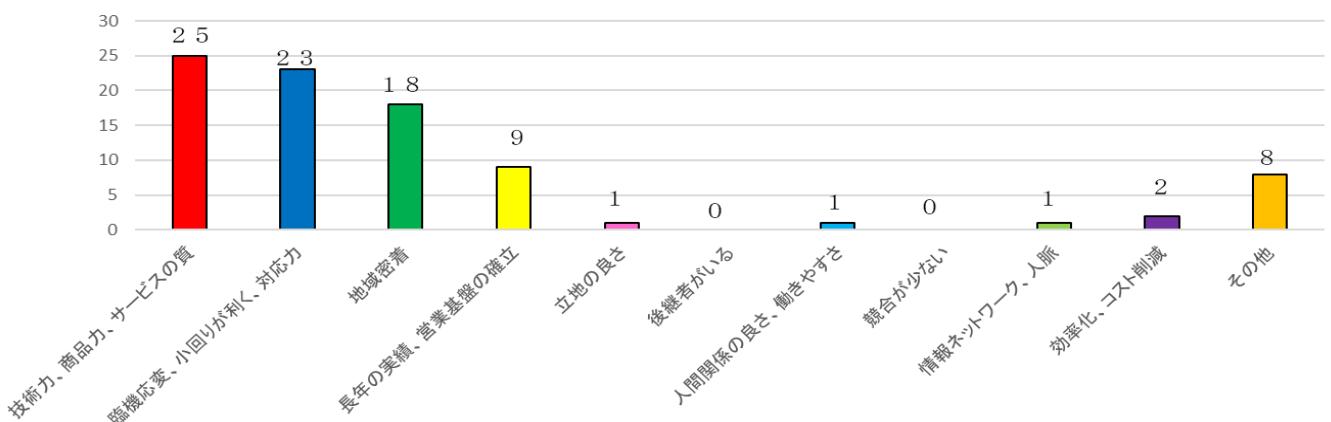
問4－2 高畠町の産業の弱点や克服すべき課題だと考えているものについて（自由記入）

- 回答数73は、総回答数の38.8%、調査対象事業所の13.3%を占めている。
- 「その他」が回答数では最も多く、内容も多岐にわたっているが、問4－1の「強み」を活かしきれていないことや産業間の連携不足、宿泊施設が少ないなどの課題が見受けられた。その他の課題として、「少子高齢化・後継者不足」が上位であるが、全体的に大きな差はない。
- 課題だけの記載ではなく、課題を克服するための手立てや考え方を示している回答もあり、産業振興に対する前向きな意見が多くみられた。



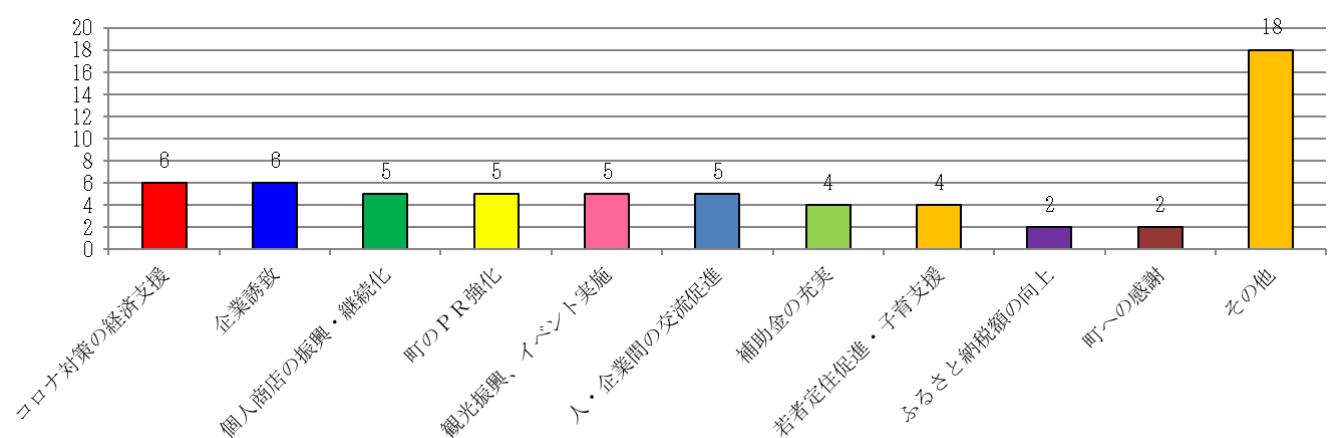
問5 貴事業所の強みだと考えているものについて（自由記入）

- 回答数 88 は、総回答数の 46.8%、調査対象事業所の 16.0% を占めている。
- 前回調査と同様に、最も多かった回答は「技術力、商品力、サービスの質」に関するもので、オリジナル商品の開発や専門性の高さなどが挙げられた。
- 2番目に多かった回答は多様なニーズに応えられることや、素早い対応ができることなど対応力の高さに関するものだった。
- その他に地域密着や長年の実績、立地の良さなどにより顧客を獲得し、経営基盤を構築していることが強みとして挙げられていた。



問6 当町の中小企業振興政策に関するご意見（自由記入）

- 回答数62は、総回答数の32.9%、調査対象事業所の11.3%を占めている。
- 寄せられたご意見の内容は様々であり、特定の内容に集中しなかったが、問3や問4-2で多く寄せられた課題に関する意見が多かった。
- プレミアム付き商品券事業に対する肯定的な意見や実施内容に関する意見がいくつか見られた。
- 中小企業振興策、行政運営に関する前向きな意見
「産業の連携による発展・活性化以外の方策はないと思われる。」
「短期的な商工業育成より、工業団地整備など長期的な視野で考えるべき。」
「若い人（子育て世代）が住みやすい町にできるよう（行政運営）に取り組んで欲しい。」



総括 前回アンケート（令和3年度）と今回のアンケートの結果比較

《経営課題の変化》

令和3年度は、総数で「重要だと考えている経営課題」が最も多かったものは「人手の確保」で、次に「市場の変化・縮小」、「事業承継」、「建物設備の老朽化」と続いた。

今回の調査では、「原材料・仕入価格高騰」が最も多く、次に「人手の確保」、「市場の変化・縮小」の順になった。このことは別途、令和7年度前期に行った町景況調査による仕入価格のD I 値（「上昇」から「低下」を差引いた値：ディフュージョン・インデックス）が76.6、販売価格が42.4と大幅に上昇しており、今回の調査結果を裏付けるものとなっている。「原材料・仕入価格高騰」の上昇は、令和3年度の後半頃から始まっており、経営上の重要な課題となっている。また、仕入と販売価格のD I 値の差が大きく開いているが、これは係る経費を販売価格に転嫁できていない状態を表している。

「人手の確保」が前回調査に続き重要な課題の2位となっている。米沢公共職業安定所が毎月公表している有効求人倍率をみると、令和3年後半から1.0倍前後を推移していた指数が、1.0を上回るようになり、売り手市場（求人者数より求職者の方が少ない状態）となっており、事務従事者以外の職種において人手が不足している状況にある。特に、建設関係職種への求職が少なくなっている。

今後5年で重要な経営課題は、再び「人手の確保」が1位、次に「市場の変化・縮小」が2位、「原材料・仕入価格高騰」3位の順となり、総体的には大きな変化はない判断できるが、現状、最上位の「原材料・仕入価格高騰」が3位に後退している点については、販売価格への転嫁に期待又は転嫁が進んでいくものと見ている。

2 統計から見た当町の産業

「人口の推移」、「工業の推移（事業所数・従業者数）」、「工業の推移（製造品出荷額等と付加価値額）」、「商業（小売業）の推移」について、統計から見た当町の産業の姿は次のとおりです。

【人口の推移】

平成22年より人口減少率が高まりはじめしており、「平成27年～令和2年」の減少率▲5.9%と県内市町村の中で中位を占めている。

「65歳以上」の割合は35%を超え増加傾向にあり、「15～64歳」の生産年齢人口は50%半ばを占めている。

将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した場合、2035年には18,000人程度となり、さらに2050年には14,000人程度までに減少すると推計されている。

【工業の推移】

令和4年は景気の落ち込み期からの回復基調の時期にあり、事業所数・従業者数、製造品出荷額等・付加価値額ともに順調に回復している。なお、コロナ感染症に伴う景気への影響は、当該時点においては顕在化していない状況にある。

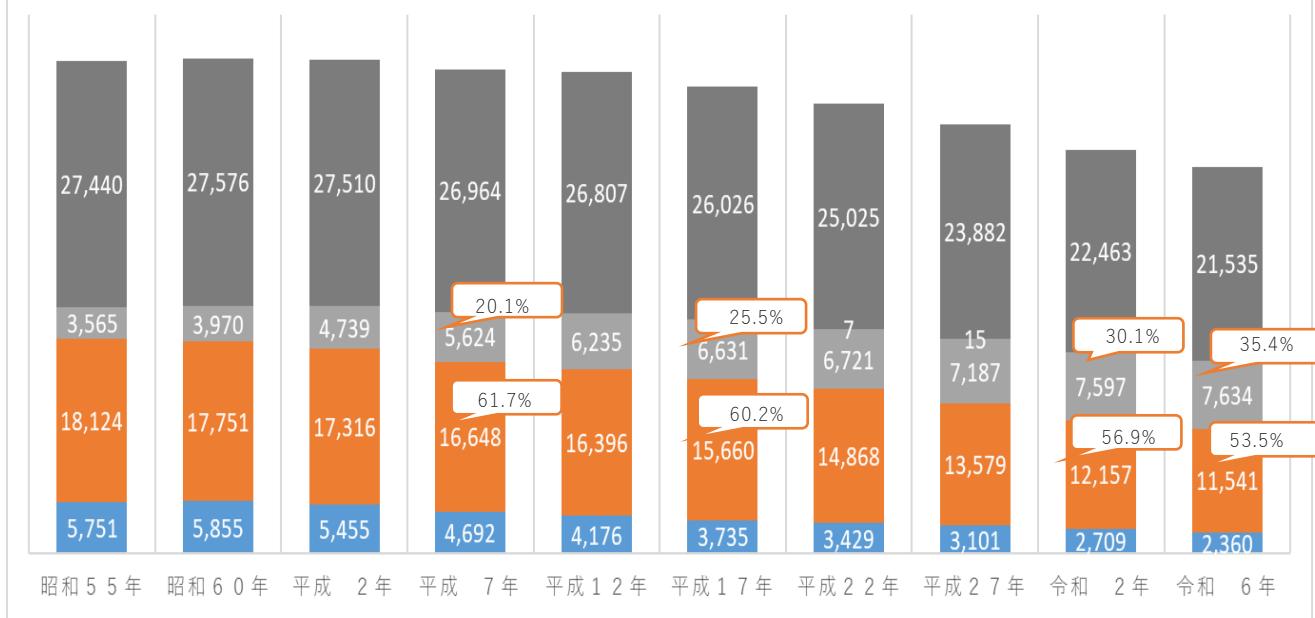
【商業の推移】

景気の落ち込み期から回復基調は工業の推移に類似しており、商業（小売業）景気の回復が順調に進んでいるものと思われる。コロナ感染症の影響は、当該時点では顕在化していない。

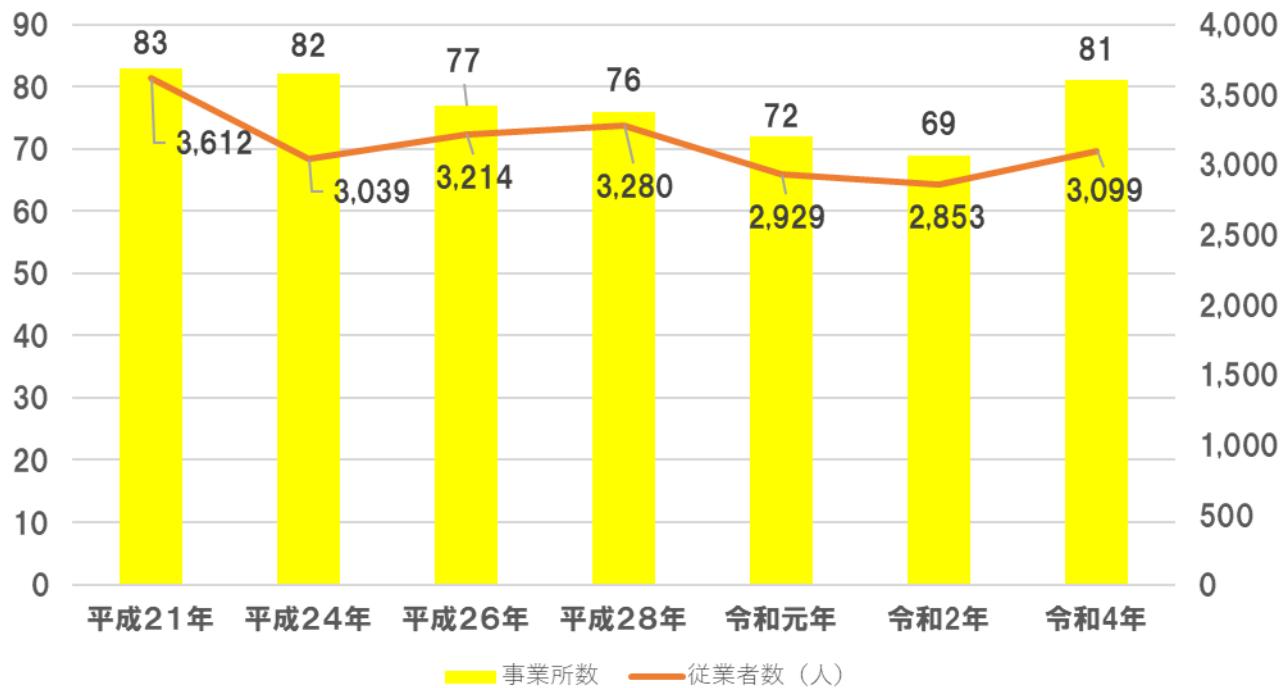
人口の推移（世代別）

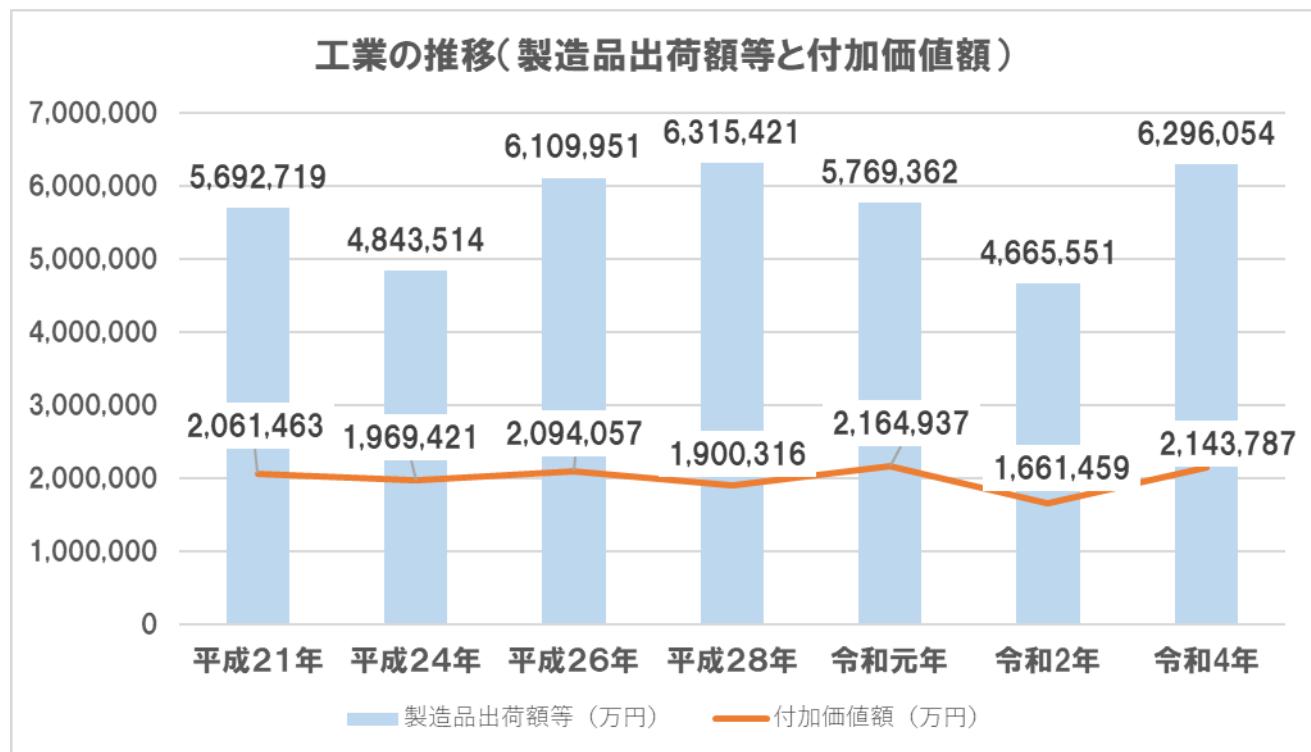
出典：国勢調査

■ 0～14歳 ■ 15～64歳 ■ 65歳以上 ■ 不詳 ■ 計 (令和6年度：住民基本台帳より)

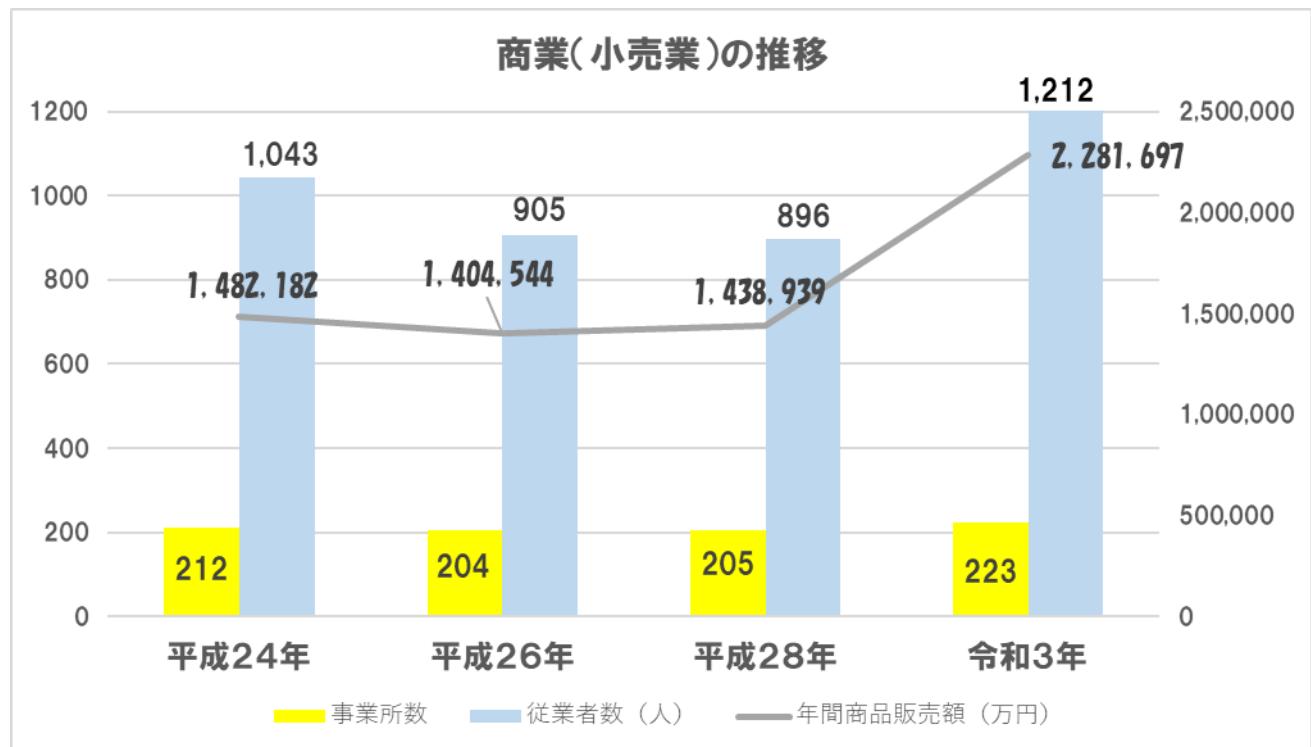


工業の推移(事業所数・従業者数)





*付加価値:企業が新たに付け加えた価値 ⇒ 売上高から外部調達費を引いたもの



3 中小企業・小規模企業の課題

3-1. 不確実性が増す時代

(1) 高畠町では、人口減少や少子高齢化、若者や女性の首都圏等への転出の進行に起因するあらゆる産業分野における人手不足の深刻化等、本町経済を取り巻く

環境は大きく変化し続けており、新たな経営の取組みが求められています。

- (2) アメリカのトランプ政権による関税措置は、自動車業界のみならず、様々な業界・サプライチェーン全体に影響を及ぼす可能性があり、加えて、長期化するロシアのウクライナ侵攻、イスラエルとパレスチナの対立、これらに起因するエネルギー価格の高騰等、世界の政策不確実性と地政学リスクが高まっております。
- (3) 台風、大雨、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火など自然災害を巡る不確実性が高まっており、それらによる直接的・間接的な経済への影響と危機対応が益々重要となっております。

そのため、カーボン・ニュートラルと呼ばれる世界的な脱炭素化を深化させる動きが加速し、再エネ・新エネ、スマートシティ、革新的エネルギー・環境技術開発が進展しております。

- (4) 世界規模でデジタル化が急速に進展し、経済・社会システムの再設計と企業経営のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が加速しております。

また、AI（人工知能）、次世代通信技術、ビッグデータ、IoT（モノのインターネット化）、ロボット、量子コンピュータ等の技術が飛躍的に進歩しており、非連続な変化を引き起こす可能性のあるデジタル技術革新への対応が求められております。

以上のことから、不確実性が増す時代に対応して行く当町の戦略や支援の拡充を再認識し、持続可能な経営環境の整備を構築して行かなければなりません。

3-2. 経営基盤の強化と生産性の向上

- (1) 国連が推進するSDGs（持続可能な開発目標）のように、「持続可能な社会」の実現は、国際的な共通課題となっております。また、企業の成長と持続可能な社会の実現は不可欠のものとして捉えられるようになり、企業の社会的責任はますます大きくなっています。こうした取組みは、グローバルな市場で活躍する大企業のみならず、地域社会を支える中小企業においても求められています。
- (2) また、SDGsと共に近年注目されているESG（環境、社会、管理体制）経営は、超短期的な企業ブランドの価値向上や資本市場での評価向上のみならず持続可能な収益の確保などのメリットがあることから、取り組む中小企業が増えています。
- (3) 人口減少社会が到来し、地域経済の縮小や情報通信技術（ICT）の発達、普及や社会活動のグローバル化の中で、中小企業を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、IoT、5G、EC（電子商取引）、キャッシュレス決済、軽減税率、インボイスなど、消費行動やシステムをはじめとした経済環境の変化に対応できる経営基盤の強化が必要です。
- (4) 新分野への取組みや第二創業、企業内起業等、企業自らが新たな事業展開に取り組むことが求められています。

- (5) 町内の労働生産性は全国と比べて低い状況にあります。設備導入や I T (情報技術)、I o T、A I (人工知能)、R P A (ロボットによる業務自動化) 等の活用により、生産性向上を図っていく必要があります。
- (6) 農林業においては、地域で生産された農林畜産物の消費拡大につなげるために、農商工連携や6次産業化などをさらに進める必要があります。なお、町内で調達できるものは町内の事業者で購入する仕組み・仕掛けをつくり、内需拡大・地産地消を推進することにより、事業者・生産者の収入増につなげるとともに、町内産品の消費拡大を進める取組みが求められております。
- (7) また、産業間の連携による町内や置賜圏域における経済循環の促進を図ることが必要となっております。

3-3. 人材の確保・育成

- (1) 少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少する中、若者や女性の町外流出や激化する採用競争により、町内中小企業・小規模企業にとって人材確保が困難な状況になっています。
- (2) やまぎん情報開発研究所が行った2025年度新入社員意識調査によると、「就職先を選ぶ際に最も重視した点」として、「業務内容」「社員・社風」が高い割合となっております。学生に地域の産業や企業の魅力を伝えることや、ふるさと教育及びキャリア教育を推進する必要があります。
併せて、当町で働きたい、働き続けたいと思える就労環境を整備することにより、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。
- (3) 女性や高齢者、障がい者、外国人などが活躍できるよう、就業機会の拡大や意欲・能力を發揮できる環境づくり、多様な働き方を可能とすることが重要な課題となっています。
- (4) 一方、人手不足に対応するため、設備導入やI T、I o T、A I 、R P A 等の活用により、省力化や生産性向上を図っていく必要があります。

3-4. 起業・創業と事業承継

- (1) 当町の創業比率は全国と比べて低い傾向にあるため、起業・創業を推進することにより新陳代謝を促し、地域経済の活性化を図ることが必要です。
- (2) 経営者の高齢化が進む中、後継者不在により廃業を選択せざるを得ない場合が増加傾向にあり、事業所の減少による地域の賑わいや雇用、技術の喪失が懸念されることから、円滑な事業承継への支援が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

当町の企業の9割以上を占める中小企業・小規模企業は、地域経済を支えてきた

ばかりでなく、雇用と賑わいを創出し、地域社会においてもまちづくりの担い手として重要な役割を果たしています。

しかしながら、少子高齢化による生産年齢人口の減少やグローバル経済の進展、人手不足の深刻化、物価高騰など中小企業・小規模企業を取り巻く環境が不確実で大きく変化する中で経営環境は厳しさを増しています。

本計画では、中小企業・小規模企業の役割と重要性について、町民、事業者、中小企業支援団体、教育機関、金融機関等及び町が共通認識を持ち、その果たすべき役割を明らかにしながら、当町の産業特性や持続可能な開発目標（S D G s）の理念を踏まえ、不確実性の増す時代を乗り越えられるようなチャレンジングな企業群を創出するために分野横断的に中小企業・小規模企業の振興を推進します。

基本理念

不確実な時代を乗り越えるチャレンジングな企業群づくり

2 基本方針

業種や職種を問わず、多くの企業が共通の課題としているのは、「生産性の向上」、「人材の確保・育成」です。加えて、企業の新陳代謝を促進し、地域経済の活性化を図っていく必要があります。

本計画においては、条例で定める施策の基本方針を踏まえ、次の3つの基本方針を優先的に関係者の役割分担を整理し展開してまいります。

基本方針

1. S D G sに対応した事業発展（経営基盤強化・成長促進）への支援
2. 人材の確保・育成
3. 起業・創業の推進、円滑な事業承継

【基本方針】

【基本施策】

S D G s に対応した事業発展
(経営基盤強化・成長促進)
への支援

経営に関する相談及び指導の充実

円滑な資金調達への支援

販路開拓への支援

支援体制の強化

生産性向上の取り組みへの支援

地域資源活用の促進
(地産地消の推進)

地域商店活用の促進
(地域商業の支援)

企業立地・産業集積の促進

新技術・新商品の開発支援

地域資源を活用したツーリズムの振興

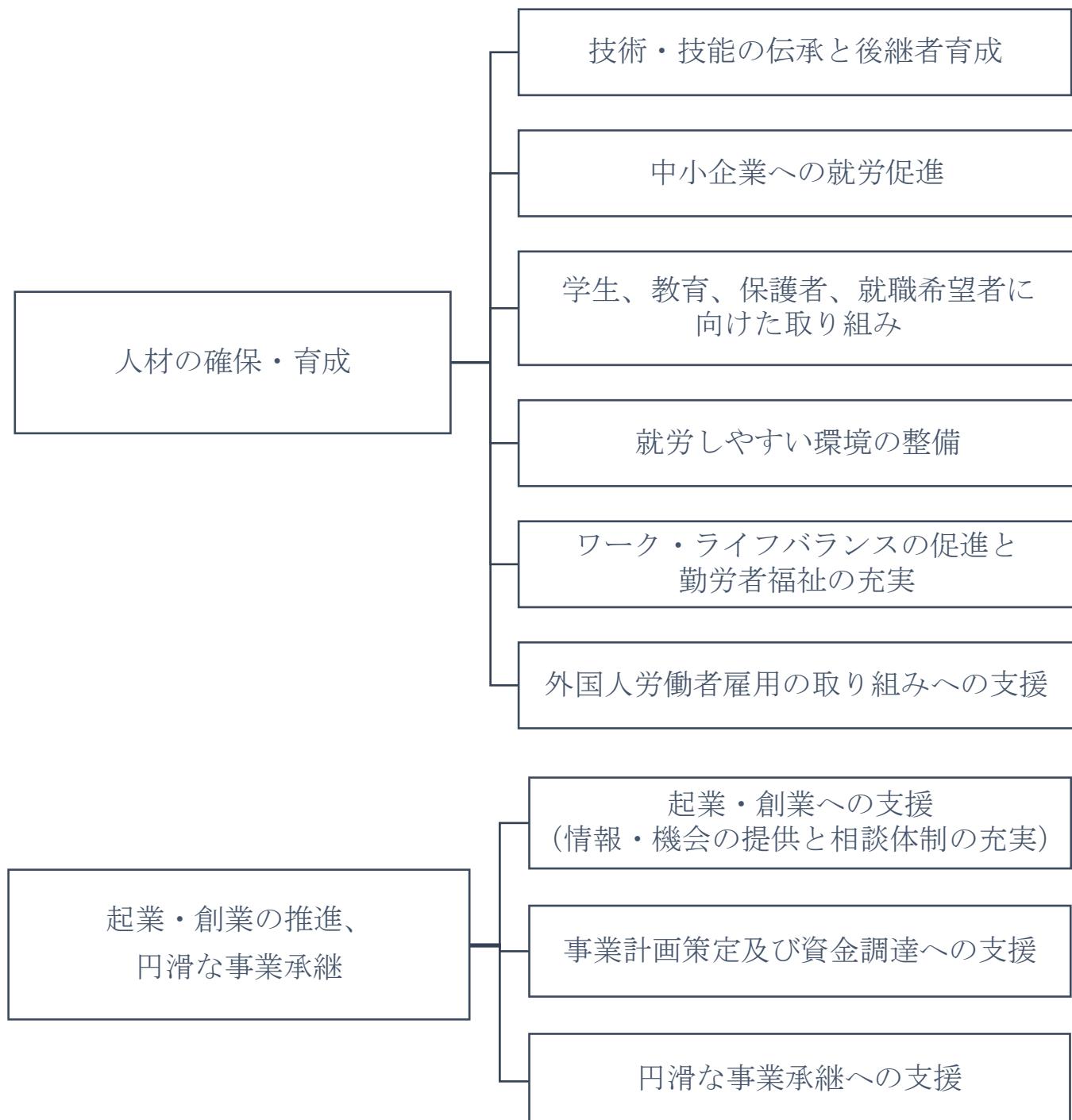
農商工連携の促進

海外進出への支援

知的財産の活用促進

【基本方針】

【基本施策】



第4章 中小企業・小規模企業振興に向けた取り組み

1 基本方針 1 SDGsに対応した事業発展(経営基盤強化・成長促進)への支援

【方向性】

生産年齢人口の減少に加え、今後、社会の様々な面でITやAI、RPA等、DXが進み、町内中小企業・小規模企業の経営環境は著しく変化していくことが予想されます。

町内中小企業・小規模企業には、SDGsの理念を踏まえながら、ITやAI、RPA等の導入、DXの推進やこれに対応できる技術を有する人材を育成し、生産性向上や事業拡張等での基盤強化が求められております。また、消費形態や流通システム、生産体制の変化等に対応し、地域経済の主役として多様な雇用を創出し、地域活性化の推進力としての変革も求められます。

関係者は連携を強化し、町内中小企業・小規模企業の競争力強化に向けた新商品や新サービスの開発支援や、町内中小企業・小規模企業の優れた経営資源と研究機関等あるいは異業種企業間のマッチングによるビジネスチャンスの創出等による経営基盤強化、成長促進を図るとともに、町内中小企業・小規模企業自らの変革を促すための支援に取り組みます。

【取組み内容】

1-1 経営に関する相談及び指導の充実

- (1) 商工会の経営指導員等による巡回指導や窓口相談などにより金融、財務、労働、社会保険、経営・技術の改善等、中小企業や小規模企業の経営全般にわたる支援を実施する。
- (2) 中小企業支援団体や地域金融機関と情報を共有することにより、中小企業の相談支援体制を強化する。
- (3) 中小企業に、自社の災害リスクや自然災害及び事故などへの対応を定めた事業継続計画（BCP）策定について、商工会等と連携して支援する。
- (4) SDGsの普及推進を行うとともに、その達成に向けた相談や支援を行う。

1-2 円滑な資金調達への支援

- (1) 中小企業の事業活動に必要な資金の円滑な調達を支援するため、国・県・町が行う中小企業向けの低利融資制度や日本政策金融公庫が取り扱う小規模事業者経営改善資金（マル経融資）について情報提供するとともに、商工会等につなげる。
- (2) 新分野への参入や新たな事業展開等、経営基盤の強化に取り組む中小企業・

小規模企業に対し、関係団体の支援制度など必要な情報を提供する。

1－3 販路拡大への支援

- (1) たかはたブランドの独自認証制度を拡充しながら、ふるさと納税返礼品や高畠タウンプロモーション事業を活用するなど、地場産品の販路拡大につなげる。
- (2) バイヤーと生産者をマッチングさせる相談会をはじめ、「高畠フェア」の開催等により、新たな販路の創出を支援する。
- (3) 各業界が取り組む産地PRや展示会、商談会等販路開拓の活動を支援する。
- (4) 県や関係機関が開催する物産展や商談会等の情報を提供する。
- (5) 国内外で開催される展示会等への出展を支援することで受注機会を拡大する。
- (6) 町内中小企業・小規模企業の連携や交流を促進するため、関係団体と連携しふジネスマッチング商談・展示会を開催し取引の拡大につなげる。

1－4 支援体制の強化

- (1) 地域金融機関との連携等により、情報交換を通じて、中小企業・小規模企業の設備投資、ビジネスマッチング、資金調達、新規創業、海外展開、企業立地、事業再生、事業承継の取り組みを連携して支援する。
- (2) ホームページやSNS等で事業者に対する国・県・町の産業支援制度を周知する。

1－5 生産性向上の取り組みへの支援

- (1) 異業種間や产学研官金との交流や中小企業・小規模企業の事業間連携を促進し、生産性の向上や取引の拡大を目指す。
- (2) ものづくり企業の生産性向上に向けて、設備導入やソフトウェア導入等の支援を実施する
- (3) ものづくり企業とIT企業との意見交換の設定や工場見学を通じて、製造業等のDXや製造現場におけるAI・IoT・ロボット活用に向けた取組みを支援する。
- (4) 品質管理、コスト低減による生産性の向上を図るため、5S活動等の製造現場の現場改善を支援する。
- (5) 製品の高付加価値化、営業力強化等に向けた人材育成を推進し、中小企業・小規模企業が自主的に行う研修等を支援することで生産性向上を目指す。

1－6 地域資源活用の促進（地産地消の推進）

- (1) 県の普及員、JAや専門家のアドバイス、各種助成事業の活用により、農産物を活用した新たな商品づくりや販路開拓に積極的に取り組む中小企業・小規模企業を支援する。
- (2) 農産物や加工技術等の地域資源を活用した商品開発に対する各種支援を通じて、高付加価値商品の創出を関係団体が連携して行う。
- (3) 有機農産物をはじめ地域資源を活用した商品やサービスの競争力を高めしていくことにより、魅力ある地域ブランドへと進展させる。
- (4) 農業所得の向上を図るため、収益の見込める園芸作物の生産振興と産地化の

取組みを推進する。

- (5) 地元産木材の利活用に対する、地元の関係団体や中小企業のネットワーク化による積極的な取組みを支援する。
- (6) 大規模経営による産地化の取組みに対する支援を行うとともに農産物の生産販売に取り組む小規模農家を支援し、少量の積み重ねによる地産地消の推進を目指す。
- (7) 地域で生産、製造、加工された產品又は提供されるサービスの利用を図る。

1－7 地域商店活用の促進（地域商業の支援）

- (1) 商工会等の関係団体と連携し、遊休不動産の活用や空き店舗への出店の支援などに取り組み、商店街をはじめ中心市街地の魅力向上や賑わいづくりにつなげる。
- (2) 商工会と連携し、民間事業者への支援などにより買い物不便地域の利便性向上を図る。

1－8 企業立地・産業集積の促進

- (1) 県や商工会など関係機関との連携により、町外からの製造業・IT等ソフト産業の立地を促進し、若者や女性の雇用の場の確保・拡大や町内中小企業・小規模企業とのマッチングによるビジネスチャンスの拡大を図る。
- (2) 町外からの企業誘致のほか、町内企業の増床・移転立地による再投資を支援し、町内経済の活性化を図る。

1－9 新技術・新商品の開発支援

- (1) 新製品・新技術開発の取組みや地域のモデルとなるDXを支援することで、競争力の強化や新ビジネスの創出につなげる。
- (2) 県工業技術センターにおける技術相談、受託研究、設備機器利用等の情報提供を通じて、中小企業の技術の高度化を支援する。
- (3) やまがた産業支援機構による個別指導やアドバイス等の周知や、情報提供を通じて、中小企業の技術力の向上や取引を拡大する。

1－10 地域資源を活用したツーリズムの振興・観光消費額の拡大

- (1) 美しい自然景観や環境、歴史に培われた文化など、当町の魅力的な観光資源の活用と発掘を図り、これらの地域特性を生かしたツーリズムの振興に取り組む。
- (2) インバウンド対応の強化や消費拡大のため、観光向け商品の開発支援や観光客をターゲットとした店舗や住宅宿泊事業（民泊サービス）の創業を支援する。

1－11 農商工連携の促進・6次産業化の促進

- (1) 農業者と商工業者の業種を超えた連携を促進し、地域資源を活用した新商品開発やその販路拡大の取組みを支援する。
- (2) 県や関係機関と連携し、商品開発の支援や農業者と商工業者とのマッチング等により農商工連携や6次産業化の取組みを推進する。

1－12 海外進出への支援

- (1) 新たな需要を求め海外市場への進出を検討する中小企業・小規模企業に対して、現地情報や進出にあたっての基本的な知識、進出戦略の作成等の支援を実

施するジェトロ山形や、やまがた産業支援機構等へつなげる。

(2) 国内外で開催される展示会等への出展を支援することで受注機会を拡大する。

1-1-3 知的財産の活用促進

(1) 特許の取得方法、商標トラブル、海外への申請など多岐にわたって支援を行う
県知財総合支援窓口についての情報提供を行う。

(2) 町内企業への具体的な保護支援については、国・県等の支援策の情報提供を行
う。

【目標値】 総：第6次高畠町総合計画後期基本計画（目標値…令和10年度）

評価指標	総合計画(後期) 策定時の現状値 (令和5年度)	実績 (令和6年度)	目標値	備考
法人町民税課税総額 (年間)	1.3 億円	1.2 億円	1.4 億円	
個人申告営業収入 1,000万円以上の事 業者数(年間)	180 人	176 人	198 人	
中小企業設備投資等補助 金交付決定数(累計)	8 件	15 件	50 件	
先端設備導入件数 (累計)	7 件	11 件	60 件	
地産地消取組事業数	17 事業	47 事業	20 事業	
たかはたブランド商品取 扱店舗数(年間)	221 店	225 商品	250 店	
ふるさと納税の申し込み延べ人数(年間)	25,396 件	29,873 件	40,000 件	
ふるさと納税返礼品数	1,014 品目	1,561 品目	1,100 品目	
町観光客数調査地点にお けるインバウンド観光客 数(1月-12月集計)	9,215 人	13,294 人	12,000 人	
タウンプロモーションの実施回数(年間)	8 回	9 回	10 回	

【重点評価指標目標値】

評価指標	現状値 平成30年度	実績 令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9~ 10年度
製造品出荷額等	578 億円	564 億円	577 億円	578 億円	580 億円	580 億円
町内観光者数	120 万人	49.2 万人	80 万人	110 万人	120 万人	120 万人

2 基本方針2 人材の確保・育成

【方向性】

人口減少が進むなか、若者や女性の町外流出や激化する採用競争により、町内中小企業・小規模企業にとって人材確保は喫緊の課題です。町内中小企業・小規模企業においては、必要な人材確保のため、自社の強みや魅力を発信し、また、多様な労働ニーズに対応するため、女性や高齢者、障がい者、外国人などが働きやすく活躍できる労働環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進等、積極的な取組みが求められています。

そのためには、働き方改革を進め、経営者自らが意識や行動を変革することが重要です。町は、U・Iターン就職促進、高校生・地元大学生等の町内中小企業・小規模企業への就職支援や人材確保を支援します。また、子どもの頃から企業見学や職業体験などのキャリア教育を通じて、早い段階からの職業観の育成や町内中小企業・小規模企業の魅力発信を図ります。

男女共同参画と多文化共生の観点から、多様化する働き方やワーク・ライフ・バランスの重要性と働く人の多様性への理解が必要であることを啓発し、誰もが活躍しやすい職場環境づくりを支援します。

【取組み内容】

2-1 技術・技能の伝承と後継者育成

- (1) 中小企業の従業員の技術・技能習得のため、関係機関によるセミナー等により、キャリアアップ・スキルアップにつながる機会を提供する。
- (2) 中小企業・小規模企業が自社の人材育成計画に基づいて実施する研修会等の開催、参加を支援する。
- (3) 伝統的な技術、技能の継承と後継者の育成を図るため、中小企業・小規模企業が行う技術、技能の継承に関する活動を支援する。
- (4) 優良従業員をはじめ伝統的手作り技能者や優良建設工事等の表彰を通じて、産業の魅力や技術力をPRし、技術・技能を継承する人材の確保・育成・定着を目指す。
- (5) 中小企業支援団体や地域金融機関等と連携しながら、経営の専門人材とのマッチングや経営者及び従業員の知識、管理能力等の向上を図る研修を推進する。
- (6) 国や県、関係機関と連携し、技術・技能の習得やキャリアアップのための情報提供を行う。
- (7) 町雇用対策協議会、商工会、町内中小企業・小規模企業、教育機関等と連携し、将来の担い手となる新規就業者の確保・育成を推進する。

2－2 中小企業への就労促進

- (1) 若年者やU・Iターン希望者等の就職促進を図るため、若年者の就職支援窓口やハローワークと連携しながら総合的な就職支援を実施する。
- (2) 町企業ガイドブックをはじめWEBやSNS等を活用し、町内企業の魅力や働く人々の姿を発信し、企業の発信力強化を支援するとともに、町内企業の認知度を高めることにより、町内企業への就労を促進する。
- (3) 関係機関と連携し、高校生と企業との情報交換会を開催することにより、就職のミスマッチ等の解消や町内企業への就職を促進する。
- (4) 国・県が行う求職者の技術・技能習得活動の周知を図り、資格習得による就職機会を創出する。
- (5) 働き方改革や多様な人材の活用など、国の動向も踏まえ、柔軟な働き方について研究して行く。

2－3 学生、教育、保護者、就職希望者に向けた取り組み

- (1) ふるさとへの愛着と誇りの醸成、ふるさとで働くことへの興味・関心等を喚起するため、町内小中学校におけるふるさと教育、キャリア教育を推進する。
- (2) 中小企業や関係機関、大学等の教育機関との連携のもと、インターンシップ等を通じたキャリア教育を推進する。
- (3) 教職員を対象に企業を見学する機会を設け、地元企業やその業務内容について知る機会を提供し、学生への進路指導やキャリア教育への活用を促進する。
- (4) 高校生や保護者、教職員と地元企業が交流する機会を設け、地元企業への理解を深め、地元に魅力ある活躍の場があることを伝えることにより、「地域への理解と愛着」の意識を醸成する。

2－4 就労しやすい環境の整備

- (1) 国・県による労務管理の専門家派遣や生産性向上支援のコンサルティング費助成などの利用促進を図るとともに、ニーズに応じた助成制度等の支援策の検討を行う。
- (2) 女性や高齢者、障がい者、外国人などが活躍できるよう、就業機会の拡大や意欲・能力を発揮できる環境づくりに取り組む。

2－5 ワーク・ライフ・バランスの促進と勤労者福祉の充実

- (1) ワーク・ライフ・バランスの動向について関係機関が情報を共有し、連携した啓発活動を行うことで、中小企業・小規模企業の意識醸成を図る。
- (2) 国・県の様々な支援制度について、周知を図って行く。

2－6 外国人労働者雇用の取り組みへの支援

- (1) 技能実習制度や特定技能制度に取り組んでいる監理団体や町内企業等を招へいし、外国人材活用セミナーを開催し情報収集や情報提供を行う。
- (2) 県外国人総合相談ワンストップセンターと連携し、外国人材採用の検討から、受け入れ、定着に至るまで、伴走型で支援に取り組む。

【目標値】 総：第6次高畠町総合計画後期基本計画（目標値…令和10年度）

評価指標	総合計画(後期) 策定時の現状値 (令和5年度)	実績 (令和6年度)	目標値	備考
キャリアセミナー開催回数(年間)	2回	2回	3回	
小中高校生の職業体験機会等の回数(年間)	2回	3名	3回	
中高生や若者によるまちづくりの企画事業の数	7事業	3事業	10事業	
県外の企業・自治体・大学等と協働で行っている事業の数	12事業	19事業	15事業	
農業法人数	19法人	28法人	25法人	
やまがたスマイル企業認定数(町内)	3企業	6企業	10企業	

【重点評価指標目標値】

評価指標	総合計画(後期) 策定時の現状値 (令和5年度)	実績 (令和6年度)	目標値	備考
人材育成事業参加者数(累計)	26人	119人	120人	

3 基本方針3 起業・創業の推進、円滑な事業承継

【方向性】

経営者の高齢化や後継者不在等による廃業は、その企業の損失だけでなく、優れた技術や技能、販路、雇用が喪失し、地域経済にとって大きな損失となります。事業承継は、実現までに時間を要するため、親族や従業員への事業承継のほか、M&A（企業の合併・買収）、事業譲渡あるいは起業・創業者とのマッチング等、第三者への引継ぎも視野に入れ、計画的に進めることができます。また、事業承継を契機として、業態転換や新事業を開拓することも当町の経済の活性化につながるものです。

そのためには、関係機関と連携し、国や県等の支援制度を活用しながら、円滑な事業承継を推進して行くことが重要です。

また、起業・創業者には、経営、財務、営業など幅広い専門知識が求められるとともに、多様な業種への対応、企業の成長ステージ（創業期、成長期、成熟期、衰退期）に応じた支援が必要であり、支援機関や金融機関等と連携して取り組むことも重要です。

町産業振興センターや同センターコワーキングスペースを整備しながら起業・創業しやすい環境づくりに取り組みます。

【取組み内容】

3-1 起業・創業への支援（情報・機会の提供と相談体制の充実）

- (1) 商工会による窓口相談や創業セミナー等により、創業希望者が創業に向けて具体的な検討ができるように支援する。
- (2) 商工会、地域金融機関等の創業支援事業者と行政機関が連携を密にし、創業希望者や創業後間もない方へ、段階に応じた情報提供や指導等、きめ細かなサポートを強化することで創業の実現と安定した経営を目指す。
- (3) 創業後の経営の安定化を図るため、創業支援機関と連携し、継続的な相談・指導に応じるなど、企業の成長段階に応じた支援を実施する。
- (4) 創業支援窓口において、創業に関する相談内容に応じた支援・情報提供を実施する。
- (5) 起業や創業に際し必要な事務所やコワーキングスペース等については、町産業振興センターを整備しこれに充てる。

3-2 事業計画策定及び資金調達への支援

- (1) 創業意欲を持つ人が、確実な経営ができるよう、中小企業支援団体や専門の相談員が創業時の事業計画策定を支援するとともに、創業後も事業が軌道に乗るように継続的にフォローアップを行う。

(2) 開業資金や既存の資金調達支援制度の利用を促進するなど金融機関との連携を図りながら、創業時に必要となる資金の円滑な調達を支援する。

3-3 円滑な事業承継への支援

- (1) 円滑な事業承継の促進に向けて、県事業承継・引継ぎ支援センター等の関係機関と連携し、事業承継を希望する中小企業者と経営資源を引き継ぐ意欲のある方とのマッチングを支援する。
- (2) 経営者が早期に後継者の育成に着手できるよう、相談窓口の周知や啓発を実施する。

【目標値】 第6次高畠町総合計画後期基本計画（目標値…令和10年度）

評価指標	総合計画(後期) 策定時の現状値 (令和5年度)	実績 (令和6年度)	目標値	備考
創業・起業セミナーの受講者数(累計)	12人	22人	70人	
創業・起業に係る相談指導件数(累計)	3件	15件	25件	
公式SNS上における創業・起業関連の情報発信回数(年間)	11件	16件	20件	

【重点評価指標目標値】

評価指標	現状値 令和5年度	実績 (令和6年度)	目標値	備考
町の支援により創業・起業した者(社)数(累計)	10件 (R1-R5)	13件	20件	

4 業種や分野別などの優先的な取り組み

社会情勢の変化や国の動向を踏まえて、3つの取組みを優先的に実施して行きます。

4-1 【物価・エネルギー価格高騰への対応】物価・エネルギー価格高騰への支援

現状（社会情勢の変化・国の動向等）
<p>アフターコロナとなり経済が回復する中で、エネルギー需要の増加や自然災害、人手不足による人件費高騰、円安による海外からの輸入コスト増加に加え、長期化するロシアのウクライナ侵攻等によって、原材料等の物価やエネルギー価格の高騰が続いている。</p> <p>さらに、あらゆる分野においてコストが上昇し、原材料等の仕入価格が高止</p>

まりする一方で、販売価格への転嫁が容易でない状況が続いている。中小企業・小規模企業の経営に甚大な影響が及んでいる。

町施策の方向性

年2回実施する景況調査において、中小企業・小規模企業の現状と課題の把握に努め、国や県の交付金等を有効に活用し、支援を継続する。

具体的な事業展開

1. 国・県・町が実施する各種支援策の情報提供と相談窓口の設置を引き続き行う。
2. 商工会、金融機関と連携した資金繰りや業態転換等の相談窓口を設置する。
3. 受注の拡大、生産の効率化及び新製品の開発促進を図るために必要な工作機械等の設備導入の支援を行う。

4-2 【雇用】人材の確保・育成

現 状（社会情勢の変化・国の動向等）

大学等への進学や就職をきっかけとした若い世代の首都圏への転出が続いているが、貴重な労働力である若年層の流出は、労働供給の不足を招くことはもとより、新たな技術の取り入れを困難にしており、経済の悪化を引き起こす大きな要因となっている。

今や人材の確保は、経営上の重要な課題となっており、官民挙げての取組みが不可欠となっている。

町施策の方向性

若年層の地元定着のため、短期的には地元企業等におけるインターンシップや企業ガイダンス等を通じた地元企業とのマッチング機会の確保を充実させる。長期的には、町内関係機関のSNS等を活用し、地元の優良企業を早くから知る取組みを行うことや、町内小中学校におけるふるさと教育やキャリア教育を推進し、高畠への誇りや愛着を高めることで、就職時には町内企業が選択されるようにする。

また、地元企業が国内外の企業や大学等の学術研究機関と連携を深めることで、技術力向上による産業の多様化・高度化を図り、若年層にとって高畠で働くことの魅力を高める。

業種別の人手不足と外国人労働者雇用の実態調査を行い、企業の雇用ニーズを把握し将来的な人材マッチングのデータを収集する。

具体的な事業展開

1. 高校生地元就職支援、地元企業の情報提供、町内企業へのインターンシップの支援、U・Iターン者の企業体験支援を行う。
2. タウンプロモーションを開催しながら高畠ファンを拡大し、高畠への誇りと愛着の醸成と高畠で働くことの意義を高めてもらい、移住・定住人口の獲得

得を図る。

3. 高畠高校の探求学習等を通じた首都圏大学との交流や地域と繋がり様々な挑戦ができる学び場の創出事業を通じて、高校生と地域が協働して地元の魅力に触れられる取組み等を推進し、地元に根ざした人材の育成に地域一丸となって取り組む。
4. 町内企業に対して外国人材のニーズ調査を行い、外国人雇用施策の検討を行うとともに、県外国人総合相談ワンストップセンターと連携し、外国人材採用を支援する。

4-3【タウンプロモーション】地域ブランドの発展

現 状（社会情勢の変化・国の動向等）

政府は、訪日外国人旅行者数を令和12年までに6,000万人まで拡大する観光ビジョンを策定し観光立国を目指しているが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、訪日外国人旅行者数が減少したことから、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」の3つをキーワードに、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の3つの戦略に取り組むこととしている。

また、SNSや電子商取引等により、地域の產品などを広くPRすることで、販売・利用の拡大を推進し、地域産業の活性化につなげる取組みが各地で進められている。

このように観光や地域産品の魅力発信や交流を活性化させるプロモーション事業が各地で展開されている。

町施策の方向性

当町の観光資源の発掘やブラッシュアップを行い、新たな観光誘客を図る。ふるさと納税を活用し、全国に高畠町の特産品を広くPRし、顧客満足度を上げる。また、首都圏での観光物産展を通じて、当町の強みを活かしたブランディングと集中的なタウンプロモーションを展開していく。

具体的な事業展開

1. 町内周遊型イベント及び体験型コンテンツの充実を図る。
2. ふるさと納税事業拡大による地域産品取引の拡充
3. 国内外に向けたタウンプロモーション事業の展開
 - たかはたフェアの開催（JR仙台駅・JR浦和駅、JR錦糸町駅）
 - 友好交流都市（横浜市栄区）との交流事業
 - JR東日本と連携した海外プロモーション事業 など

5 評価指標と基本施策との関連表

※太字は「重点評価指標目標値」

【基本方針1】SDGsに対応した事業発展（経営基盤強化・成長促進）への支援

評価指標	基本施策
法人町民税課税総額	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、 1-8、1-9、1-10、1-11、1-12、1-13
個人申告営業収入 1,000万円以上の事業者数(年間)	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、 1-8、1-9、1-10、1-11、1-12、1-13
中小企業設備投資等補助金交付決定数(累計)	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-8、1-9
先端設備導入件数(累計)	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-8、1-9
地産地消取組事業数	1-6
たかはたブランド商品取扱店舗数(年間)	1-3、1-6、1-10、1-11
ふるさと納税の申し込み延べ人数(年間)	1-3、1-6、1-9、1-10、1-11
ふるさと納税返礼品数	1-3、1-6、1-9、1-10、1-11
町観光客数調査地点におけるインバウンド観光客数(年間)	1-10
タウンプロモーションの実施回数(年間)	1-3、1-12
製造品出荷額等	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、 1-8、1-9、1-10、1-11、1-12、1-13
町内観光者数	1-10

【基本方針2】人材の確保・育成

評価指標	基本施策
キャリアセミナー開催回数(年間)	2-1、2-2、2-3
小中高校生の職業体験機会等の回数(年間)	2-1、2-2、2-3
中高生や若者によるまちづくりの企画事業の数	2-1、2-2、2-3
県外の企業・自治体・大学等と協働で行っている事業の数	2-1、2-2、2-3
農業法人数	2-1、2-2、2-3、2-4。2-5

やまがたスマイル企業認定数(町内)	2-4、2-5
人材育成事業参加者数 (累計)	2-1、2-2、2-3、2-6

【基本方針3】人材の確保・育成

評価指標	基本施策
創業・起業セミナーの受講者数(累計)	3-1、3-2
創業・起業に係る相談指導件数(累計)	3-1、3-2
公式SNS上における創業・起業関連の情報発信回数(年間)	3-1、3-2、3-3
町の支援により創業・起業した者(社)数(累計)	3-1、3-2、3-3

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の実現に向けて、計画的に各種施策を推進し、関係者が連携し、それぞれの役割を果たしつつ、協働・共創の視点で取り組みます。

2 進捗管理

関係者で構成する「高畠町中小企業・小規模企業振興審議会」において、毎年度、進捗状況を報告し、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)といったPDCAサイクルにより評価・検証を行います。

3 関係者の役割

(1) 町の責務

- 町は、本計画の施策を着実に実施するため、中小企業者・小規模企業者、中小企業支援団体、地域金融機関、教育機関、大企業及び町民と連携・協力し、中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ計画的に推進します。また、施策の推進にあたっては、必要な情報の収集と提供を行います。
- 町は、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めます。

(2) 中小企業・小規模企業の努力

- ・ 中小企業・小規模企業振興には、経済的・社会的環境の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めることが求められます。
- ・ 中小企業・小規模企業は雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努め、地域社会の一員として、地域活動に積極的な取り組みを行うよう努めることが求められます。
- ・ 中小企業・小規模企業は、地域資源を活用し、及び町内において生産され、製造され、若しくは加工された产品又は提供されるサービスを、有効に活用するよう努めることが求められます。

(3) 中小企業支援団体（商工団体、各産業団体）

- ・ 商工会をはじめとした中小企業支援団体は、中小企業・小規模企業の実態を把握し、並びに経営の安定及び向上に対して積極的かつ効果的な支援を行うとともに、町に対する情報提供、提案等に協力するよう努めることが求められます。
- ・ 中小企業・小規模企業及び新たな中小企業・小規模企業になろうとする者の中小企業支援団体への加入を積極的に促すことにより、会員の増加に努めることが求められます。
- ・ 中小企業支援団体は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を積極的に行うよう努めることが求められます。
- ・ 農業や観光関係団体などの各産業団体についても、町の事業者との連携をしながら、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を積極的に取り組んで行くことが求められます。

(4) 地域金融機関の役割

- ・ 地域金融機関等は中小企業・小規模企業の資金需要、販路拡大、技術革新等に対して適切に対応することにより、中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上に協力するよう努めるとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めることが求められます。

(5) 教育機関の役割

- ・ 教育機関は、社会科見学や職場体験活動などの教育活動を通じて、中小企業・小規模企業の魅力及び実績を理解しながら、多様な勤労観及び職業観を育てるキャリア教育を推進し次世代を担う人材の育成に努めることや、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めることが求められます。

(6) 大企業の協力

- ・ 大企業は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展に果たす重要な役割を理解し、並びに中小企業・小規模企業との連携及び協力に努めるとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めることが求められます。
- ・ 大企業は、地域資源を活用し、及び町内において生産され、製造され、若しくは加工された產品又は提供されるサービスを有効に活用するよう努めることが求められます。

(7) 町民の理解と協力

- ・ 町民は、中小企業・小規模企業が地域経済の発展、雇用の創出及び町民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、並びに中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めることが求められます。
- ・ 町民は、地域資源を活用し、及び町内において生産され、製造され、若しくは加工された產品又は提供されるサービスを有効に利用するよう努めることが求められます。
- ・ 町民は、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めることが求められます。

資 料

1 高畠町中小企業・小規模企業振興基本条例

令和3年6月16日
高畠町 条例19号

高畠町は、奥羽の山なみにいだかれた天恵の自然風土と、縄文のいにしえからの歴史と文化遺産をもつ、まほろばの里である。

産業においては、恵まれた地域資源と長年培われてきた、社会の変化を先取りし自ら挑戦する進取の気性を生かし、明治期の製糸工場の開設、大正期の日本初となる粉ミルク製造会社の設立、昭和期の大手電子部品製造会社地方工場の誘致、平成期の町内産ぶどうを主原料とするワイナリーの設立など歴史に残る産業振興を進めてきたところである。なかでも、良質な農産物を活用した食品加工産業は、現在の高畠町を代表する産業に成長し、たかはたブランドなどブランド力のある商品を数多く生み出している。

これら産業振興の多くには、中小企業・小規模企業が大きく貢献しており、地域経済の活性化や地域雇用の創出のみならず、地域コミュニティの活性化や町民文化の継承など地域社会の発展においても重要な役割を担っている。

ここに中小企業・小規模企業の振興を町政の重要な柱として位置付け、町民、事業者、関係団体そして町が一体となって、高畠町をより豊かで住み良く未来に誇れる持続可能な町とすることを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、町内の中小企業・小規模企業が本町の経済において果たす役割の重要性に鑑み、その振興、人材の確保・育成及び持続的な発展の促進に関し、基本理念を定め、町、町民、中小企業・小規模企業その他の関係者の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び健全な発展を図るための基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興を総合的に推進し、もって地域社会の持続的な発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業支援団体 商工会その他の中小企業・小規模企業の支援を目的とする団体をいう。
- (4) 地域金融機関 町内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫、信用組合その他の金融機関をいう。
- (5) 大企業 中小企業及び小規模企業以外の事業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力により経営力の向上及び事業の持続的な発展が図られること。
- (2) 中小企業・小規模企業が地域の経済、雇用、まちづくり等の担い手として重要な役割を果たしているという認識のもとに推進されること。
- (3) 地域経済の発展の重要性に鑑み、地域内における経済循環が行われること。
- (4) 国、県、町、中小企業・小規模企業、中小企業支援団体、地域金融機関、教育機関、大企業及び町民が相互に連携し、一体となって推進されること。
- (5) 経営資源の確保が容易でない小規模企業の持続的発展について、特に配慮されること。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に実施するとともに、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

2 町は、中小企業・小規模企業の実態を把握し、国、県、中小企業・小規模企業、中小企業支援団体、地域金融機関、教育機関、大企業及び町民と連携を図り

ながら、経済社会情勢の変化に対応した中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進し、必要に応じて国、県等に対し施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

3 町は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算及び関係事務の適正な執行に留意しつつ、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。

4 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を効果的に実施するため、中小企業・小規模企業を中心として開催される会議等を活用し、その意見を聴取するものとする。

(施策の基本方針)

第5条 町は、次の各号に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営基盤の強化及び経営の革新を図ること。
- (2) 人材の確保・育成、雇用の安定及び資金調達の円滑化を図ること。
- (3) 新たな事業活動及び事業継続の促進を図ること。
- (4) 企業の立地及び産業集積の促進を図ること。
- (5) 中小企業・小規模企業の振興に関する町民の理解及び協力の推進を図ること。

(中小企業・小規模企業の努力)

第6条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的・社会的環境の変化に対応するため主体的かつ積極的に経営の向上に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、雇用機会の確保、人材の確保・育成、従業員の福利厚生の充実及び健康の増進その他雇用環境の安定に努めるとともに、地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たり、町と相互に連携を図るよう努めるものとする。

4 中小企業・小規模企業は、中小企業・小規模企業の振興に係る関係者及び関係機関との連携に努めるとともに、町内で生産、製造若しくは加工される製品又は町内で提供されるサービスの利用に努めるものとする。

5 中小企業・小規模企業は、その事業活動を通じ、豊かで活力のある地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

(中小企業支援団体の役割)

第7条 中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むものとする。

2 中小企業支援団体は、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たり、町と相互に連携を図るよう努めるものとする。

(地域金融機関の役割)

第8条 地域金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業への円滑な資金の供給及び経営改善を積極的に支援するよう努めるものとする。

2 地域金融機関は、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たり、町と相互に連携を図るよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、基本理念にのっとり、社会科見学、職場体験活動等を通じ、多様な勤労観及び職業観を育てるキャリア教育を推進し、次世代を担う人材の育成に努めるものとする。

(大企業の協力)

第10条 大企業は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興が町の経済活動の発展に重要な役割を果たすことについて理解を深め、中小企業・小規模企業との連携を図るとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業は、中小企業・小規模企業の振興が地域社会の発展及び町民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、町内で生産、製造若しくは加工される製品又は町内で提供されるサービスの利用に配慮するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第11条 町民は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興が地域社会の持続的な発展及び町民生活の向上に寄与することについて理解を深め、豊かで活力のある地域社会の形成に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、消費者として、町内で生産、製造若しくは加工される製品の購買若しくは消費又は提供されるサービスの利用に協力するよう努めるものとする。

(審議会)

第12条 町長は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を効果的に展開するため、審議会を置く。

(財政上の措置)

第13条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 高畠町中小企業・小規模企業振興審議会設置規程

令和3年12月 1日

高畠町告示第224号

(設置)

第1条 高畠町中小企業・小規模企業振興基本条例（令和3年6月条例第19号。以下「条例」という。）第1条に規定する目的を達成するため、条例第12条の規定に基づき、高畠町中小企業・小規模企業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、条例第4条第1項の規定による総合的な施策及び条例第5条の規定による基本方針に基づく施策について、次に掲げる事項の協議及び意見交換を行う。

- (1) 中小企業・小規模企業の現状及び課題の把握に関すること。
- (2) 町が策定する中小企業・小規模企業の持続的な振興に係る計画に関すること。
- (3) 中小企業・小規模企業の持続的な振興に資する具体的な支援施策に関するこ
と。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業の支援に関するこ
と。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 見識を有する者
- (2) 中小企業・小規模企業の経営者
- (3) 金融機関等の代表者
- (4) 教育機関の代表者
- (5) 中小企業・小規模企業支援団体の代表者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意

見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、商工観光課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

3 高畠町中小企業・小規模企業振興計画策定委員会名簿及び策定の経過

高畠町中小企業・小規模企業振興計画策定委員会名簿

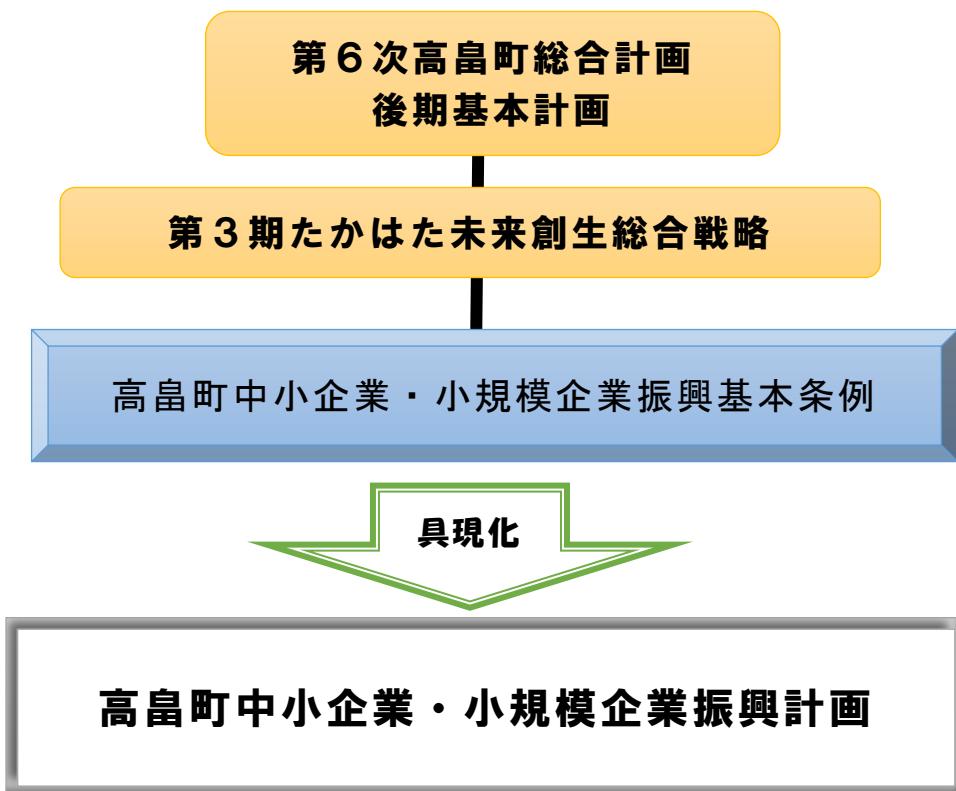
No.	区分	氏名 (敬称略)	所属・役職名	摘要
1	関係団体 の役員等	堀川 朋伯	山形銀行米沢支店 支店長	金融団幹事
2		稻田 栄	山形第一信用組合 本店長	金融
3		山村 義美	高畠町商工会 会長	団体
4		鈴木 司郎	高畠町経営者協会 会長	団体
5		庄司 薫	山形県中小企業家同友会 理事	団体
6		佐藤 賢二	高畠町商工会工業部会長	工業
7		八木 孝一	高畠町商工会建設部会長	建設
8		福島 真吾	株たかはたファーム 代表取締役社長	食品工業
9		舟山 徹	株エイコウ 代表取締役社長	観光業
10		金子 信子	彩墨花	商業
11		大野 美千代	株大野農園 代表取締役	農業
12		長岡 靖之	山形県立高畠高校 校長	教育
13	学識経験者	島津 淳	(公財)やまがた産業支援機構	

策定の経過

年月日	内 容	備 考
令和7年10月21日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱、審議会設置 ・第1次振興計画実績について ・スケジュールについて ・第2次振興計画の素案について
令和7年12月15日	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次振興計画(最終案)について
令和7年12月22日 ～令和8年1月9日	パブリックコメント(意見募集)	

4 関係計画（「計画の位置づけ」再掲）

本計画は、「第6次高畠町総合計画後期基本計画」及び「第3期たかはた未来創生総合戦略」を上位計画とし、「高畠町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき策定し、総合計画等と整合性を図りながら取り組んでいくことにより、町内中小企業・小規模企業の振興を推進するための基本的な計画を示したものです。



高畠町中小企業・小規模企業振興計画
令和8年3月

発行：山形県高畠町
編集：山形県高畠町商工観光課
〒992-0392
山形県東置賜郡高畠町大字高畠436番地
電話：0238-52-1111（代表）
Email：syoukan@town.takahata.yamagata.jp